

J A湘南は、政府が決定した今夏の電力不足への対応策に基づき、J Aのもつ地域社会への貢献、社会的責任の観点から、自主的な「節電計画」に取り組むことが当然の責務であると考え、小口需要家（契約電力 500kW 未満の事業者）として、前年比で 15%削減した値を目標に次のとおり「節電計画」を策定し、具体的な対応・実施に取り組むことといたしました。

## J A湘南「節電計画」

### 1. 目的

東北地方太平洋沖地震の発生に端を発した東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、今夏の電力不足対策として、当 J A〔小口需要家（契約電力 500kW 未満の事業者）〕に求められているピーク期間・時間帯における昨年比最大使用電力 15%削減（抑制）に貢献するため、社会的責任の観点から、自主的な「節電計画」に取り組むこととする。

また、毎年実施している地球温暖化防止対策「夏のワーキングスタイル」等に対する取り組みも、本計画の一環として捉え実施することとします。

なお、本計画は、他の J A及び金融機関の取り組みが不透明な中での策定であり、今後、それぞれの取り組みが判明した時点で、本計画を変更する可能性があることに留意願います。

### 2. 実施期間

平成 23 年 6 月 1 日（水）～平成 23 年 10 月 31 日（月）

但し、夏のワーキングスタイルは、平成 23 年 5 月 16 日（月）からとする。

※ 政府は、「使用制限令」の発動期間を 7 月 1 日～9 月 22 日までの午前 9 時から午後 8 時までの間としていますが、当 J Aは、自主的に上記のとおりの実施期間を設定するとともに、時間帯についても全面実施とします。

### 3. 実施内容

ピーク期間・時間帯における昨年比最大使用電力 15%の削減（抑制）を目指しますが、ピーク時の使用電力の把握は困難であることから、昨年同月の電力消費量（kWh：キロワットアワー）に対する 15%削減（抑制）を、節電行動計画の電力消費量目標として設定することとし、実施内容は次のとおりとする。

#### (1) 照明設備

- ① 事務所及び会議室等全体の照明（蛍光灯等）を 20%以上間引きする。なお、スイッチで対応出来る場合は、20%以上消灯する。但し、あさつゆ広場は、間引き（ショーケース含む）を 40%以上とする。
- ② 客だまりの照明は、営業時間外は消灯する。
- ③ トイレ・食堂は使用しない場合電源を OFF にする。
- ④ 廊下・通路、その他使用しない場所は、常に電源を OFF にする。

#### (2) 空調設備

- ① 全ての空調の設定温度を 28℃に設定し、温度管理を徹底する。但し、あさつゆ広場は、生鮮食品等も取り扱っていることから努力目標とするが、適温を保ち過度な設定温度の低下を避ける。

- ② 会議室・食堂は使用しない場合電源をOFFにする。
  - (3) パソコン等IT機器
    - ① ノートPC（NEC）はECOモードにて標準（モード2）に設定する。  
なお、その他のノートPCは、**Fn**キー+**▼**※又は**▲**※でディスプレイの明るさを中位に設定する。
    - ② 共用端末機のディスプレイは、画面下のエコキーを押下し、エコオン（4/4）に設定する。
    - ③ 使用しないPCは、ディスプレイを閉じるか、電源をOFFにし、使用する場合のみ電源をONにする。
  - (4) 夏のワーキングスタイル（軽装による執務の実施）
    - ① 男性：ノーネクタイ、ワイシャツ（半袖可）による執務とする。  
但し、ワイシャツは白を基本とする。
    - ② 女性：半袖制服（ベスト着用）及びノーリボンとする。
  - (5) その他
    - ① ATMについては、今回の「節電計画」に伴い、引き続き節電対策に取り組む必要があることから、現行の平日・土日・祝日稼働店舗及び稼働時間を踏襲します。
    - ② その他、職員一人ひとりが消費電力の削減を意識し節電に努めるとともに、節水にも心がける。
- ※ 上記の実施内容に基づき、「節電行動計画」を事業所ごとに月次単位で作成し、前年比15%以上の削減（抑制）達成を目指す。

#### 4. 実施内容の検証

上記3. に基づき実施した結果については、当然ながら何らかの形で検証する必要があることから、次により検証することとします。

- (1) 昨年の6月から10月までの電力消費量（電気料金）を目安に、取り組みを行った結果に対する同時期の電力消費量（電気料金）がどうであったかを毎月検証する。
- (2) 検証方法は、「節電行動計画」に実施月の電力消費量（電気料金）を打ち込みその検証結果を毎月、総務課に送付する。なお、総務課は、全店舗の検証を行うとともに、前年比15%以上の削減（抑制）が図られない場合は、個別に取り組みを指導し次月に反映させる。
- (3) 上記(2)の結果は、課・支所・支店長会議等において公表します。

#### 5. 「節電計画」取り組みの公表等

J A湘南「節電計画」の策定及び節電等に対する取り組みを、組合員・利用者へ周知するため、次のとおり公表、掲示を行う。

- (1) 当JAのホームページ及び機関紙「しょうなん」6月号にて、本計画及び節電等に対する具体的な取り組みを公表する。
- (2) 支所・支店等の入口及び、客だまり等に「節電計画」の実施及び取り組み内容の表示（明示）を行う。

以 上